

わな・ワナ・罾・・・

行政による欺罔・奸詐
【ウソは犯罪】

《報告集会資料》

井戸川克隆

2022年10月19日

我が国の災害は
【行政による
人災である】

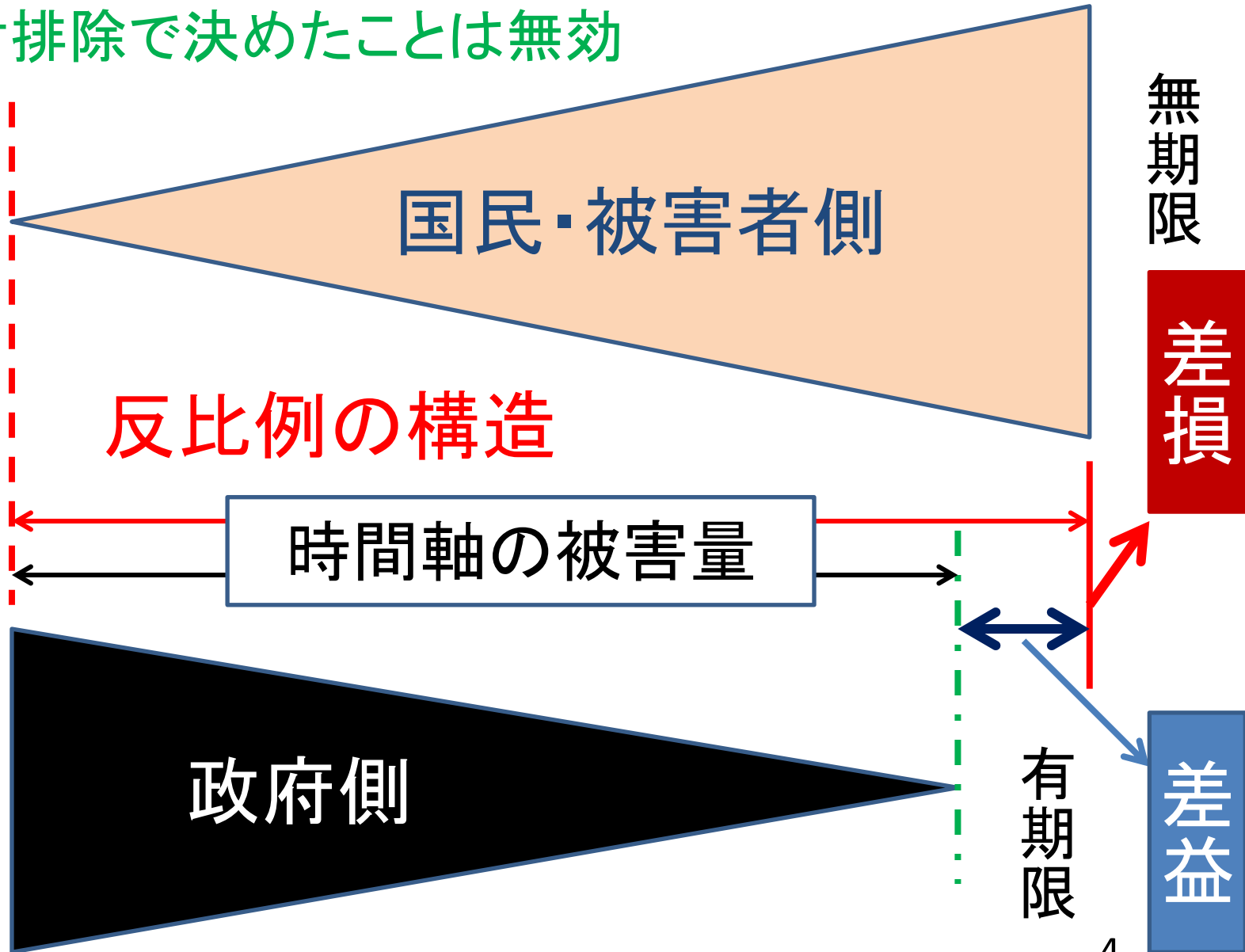
証言者 井戸川克隆

その後、**自助**という幻で、被害者が汗を掻き、我慢をし、ボロボロになって果てていくが、
官僚は、**責任**から逃れ、自腹を切ることなく、**全て国費**を使い、その後**始末を国民**にさせている。
これ以上、騙されるな国民！
これで良いはずがない！

行政(密室)による被害の相関図(サギ)

被害者排除で決めたことは無効

原因発生
2011年3月11日



この二人が、福島県民を人間の盾にして、事故の影響を矮小化する空理・空論を推進した





北澤防衛大臣

北澤防衛大臣、「作成したシナリオを、国民主権の上に在る
政府は、国民にも知らせて、共有すべきだな。」

「政府がやっていることを隠しておいて、国民は協力してくれませ
んよ。」

「最悪のシナリオを、最前線へ自衛隊員を派遣している防衛省へ
見せないことは、極めて遺憾だな！」

「今度の菅内閣の対処の仕方、しっかり検証しなきゃいかんな！
後世に残しておく必要があるよね。」

本当の事故収束は放射性物質の放出が止まってからとなっていた

初動対応に
係る訓練

緊急事態
宣言発出に
係る訓練

緊急事態
応急対策の
各種措置訓練

緊急事態解除
に係る訓練

事故シナリオ時刻

事故発生
特定事象発生

緊急事態
避難開始

放射性物質
放出開始

放射性物質
放出停止
事故収束

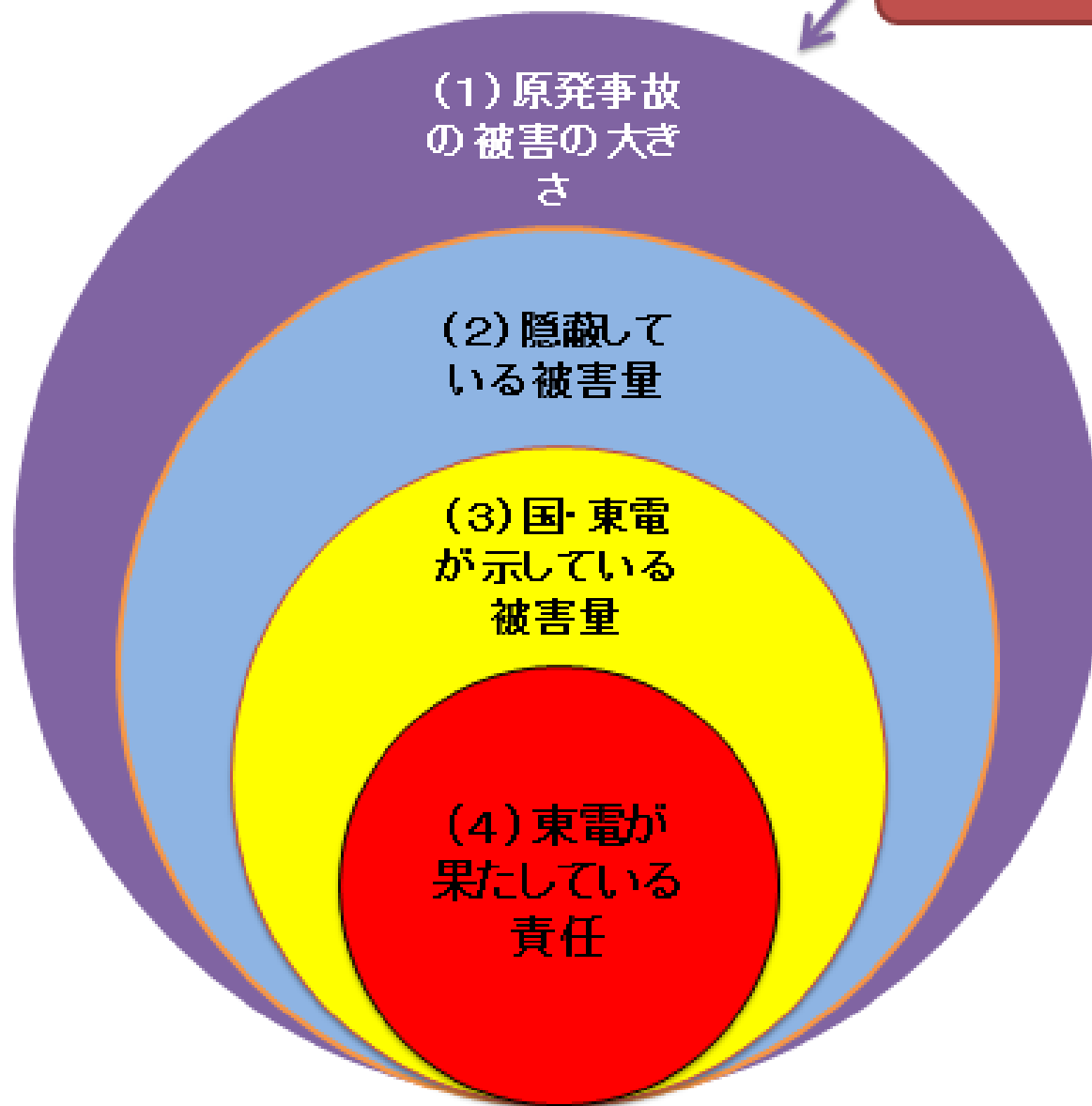
訓練計画時刻

1日目

2日目

隠蔽と捏造の構図

国民に責任転嫁・負担の押し付け



罨にかけられる理由

- 原発事故を分析すると、同調圧力の悪用と観る
 - 自ら探求せず、答えを集団に求めさせる。
 - 「皆が言うから、皆が行くから、皆が、」にすぎる。
 - 無責任な利益誘導の言葉に従う。
- 本件事故の罨とは「思い込ませる」
 - 枝野幸男の「直ちに健康に影響がない」
 - 山下俊一の虚言「100^ミシーベルト以下」
 - 福島県庁の「風評被害」と「復興」という呪文
 - 原子カムラが言う「**安全**」から「**安心**」の大変換

行政の罨とは

- 原発事故を行政は予見していたが、事故後、想定外として、責任を回避していることを言う。
- 予見とは
 - 原子力災害対策特別措置法の整備
 - 原子力災害対策マニュアルの整備
 - 県・町の原子力災害対策計画の整備
 - 毎年 国が全国で行う原子力防災訓練の実施

これらを見做して菅政権と関係省庁は、法外なことを強いた事を、続けていることを行政の罨という。

行政の罨の最たるものとは

- 密室決定という暴挙

- 住民対応の主体者である、発電所周辺の自治体を排除して、全て勝手に決めてきたこと。

1. 避難開始は、原災法第15条通報が発出され、緊急事態宣言発出と同時に、EPZの取り決めのとおり、8～10km以内の住民に指示を出さなければならなかった。
2. 避難開始、避難範囲、ヨウ素剤服用等の決定権者は、合同対策協議会に参加した者に有った。
3. 内閣府原子力被災者生活支援チームという、被災者妨害組織は無かった。他多数

国と東電を加害者と呼ぶ

加害者が、加害者による、加害者のための

事故対応を詐欺と呼ぶ。

その心は、世間を復興という言葉で、責任を隠し、事実を風評被害に置き換えて、国民、被害者を排除して、被害者の救済を公言にして、税金を誤用して、加害者たちが焼太りをしている様を

詐欺・泥棒と呼ぶことにしている。

事故前の8人の仲間が
事故後には国の味方になり
一人ボッチになってしまった。

浪江町、葛尾村、大熊町、富岡町、川内村、楢葉町、広野町
皆どこかに行ってしまい、バラバラになってしまった。

したがって、【一人原発事故検証委
員会】としなければならなかった。

証 言

私、(当時)双葉町災害対策本部長は
本件「発電所破壊事件」において
国らが、密室で決めた数値・指示等は
全て不当なので、
双葉町災害対策本部においては
機関決定・認諾していません。

《避難エリア、20ミ³シーベルト、中間指針、中間貯蔵施設等の違法な強制》

井戸川の裁判は津波の予見可能性の有無ではない。

発電所の設計から運転まで、壊れないことが原則なので、この責任を問うもの。

要は、責任ある者が事故防止対策をせずに、責任を国民・被害者に転嫁していることが許せないのだ。

このような、国らの行政責任を看過できないので訴追した。

同じく、発電所と結んでいた「安全確保協定違反」を看過できないので、訴追したものである。

原則はここにあり



原子力発電所の地震対策

地震対策の7つのポイント

- ① 活断層の上には作らない
- ② 岩盤上に建設
- ③ 最大の地震を考慮した設計
- ④ 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価
- ⑤ 自動停止機能
- ⑥ 大型振動台による実証
- ⑦ 津波に対する対策

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集 (2005 - 2006 年版)

毎日、現場で 原子力の安全を 監視しています。

NISAは、全国にある原子力施設の近くに
原子力保安検査官を配置しています。
100人を超える原子力保安検査官は、
365日、24時間対応できる体制を整え、
日々の巡視活動や定期的な検査を行っています。





万一の緊急事態にも、日頃から

万一、原子力施設で事故が発生した場合に備え、
地域のみなさまの安全を守るため万全の防災体制を整えています。
また緊急事態にすばやく対応するため、日頃から入念な訓練を行っています。

緊急時に総力をあげて対応する 原子力防災体制

原子力施設において事故が発生した場合には、国をはじめ、地方公共団体、原子力事業者、その他警察・消防などの関係機関が総力をあげて対応します。このためNISAでは、原子力施設のある全国21か所（平成17年4月1日現在）に「オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）」を整備しています。緊急時、オフサイトセンターには国をはじめ関係機関

の担当者が一堂に会して「原子力災害合同対策協議会」を組織し、情報共有を図るとともに、緊急事態応急対策の実施などについて相互に連携して対処します。

原子力防災専門官の配置

NISAは、オフサイトセンターに原子力防災専門官を常駐させています。防災専門官は、万一の原子力災害が

NISAは、国民のみなさまの エージェントとして これからも安全規制の質の向上に 取り組んでまいります。

質の高い安全規制を行うには、原子力安全を担う行政庁として徹底した情報公開を行い、また説明責任を果たすことが重要とNISAは考えます。このためNISAは、安全規制の内容を国民のみなさまにご理解いただくとともに、みなさまの声をこれからの規制活動に活かしていくことを目的として、積極的な広聴・広報活動を展開しています。

■広聴・広報活動のご紹介

- 住民説明会やシンポジウムの開催
- ニュースレター「NISA通信」の発行
- 各種パンフレットの作成
- ホームページやメールマガジンによる情報提供
- パブリックコメントの実施
- 原子力施設立地地域のみなさまとの直接対話
- その他
 - プレス懇談会
 - 自治体との意見交換 など



■広聴・広報活動の方向性

- 透明性**
 - 多様なニーズに対応した各種の規制情報が容易に入手できること
 - NISAが行う規制活動や、NISAと事業者との関係が外から見えること
- 参加性**
 - 日頃、規制活動を行うなかで、国民のみなさまとの密度の高い双方向コミュニケーションが達成されていること

原子力防災訓練



原子力災害対策本部の設置 (首相官邸)



原子力災害合同対策協議会の設置



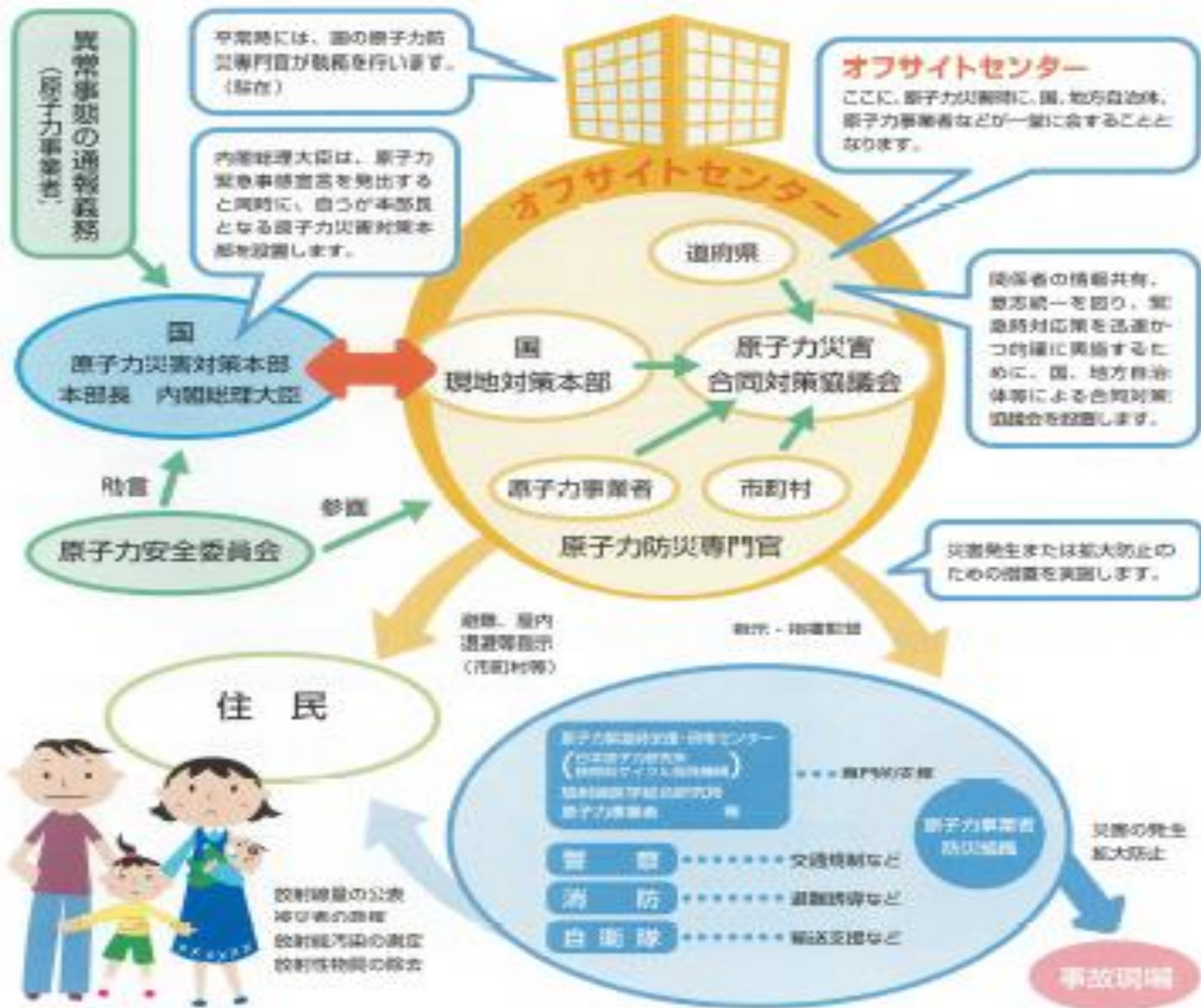
安全な施設への住民避難

合同対策協議会で決めること

- ① 屋内退避・避難の決定及び解除
- ② ヨウ素剤服用の指示の決定
- ③ 飲食物摂取制限の決定及び解除
- ④ 事故収束のためにとるべき措置
- ⑤ 緊急事態宣言解除宣言を出すべきとの具申
- ⑥ その他現地対策本部長が必要と認めた事項

となっていたが、このシナリオの事務局の原子力保安検査官の職場放棄のために実現していない。

本来のオフサイトセンター姿図



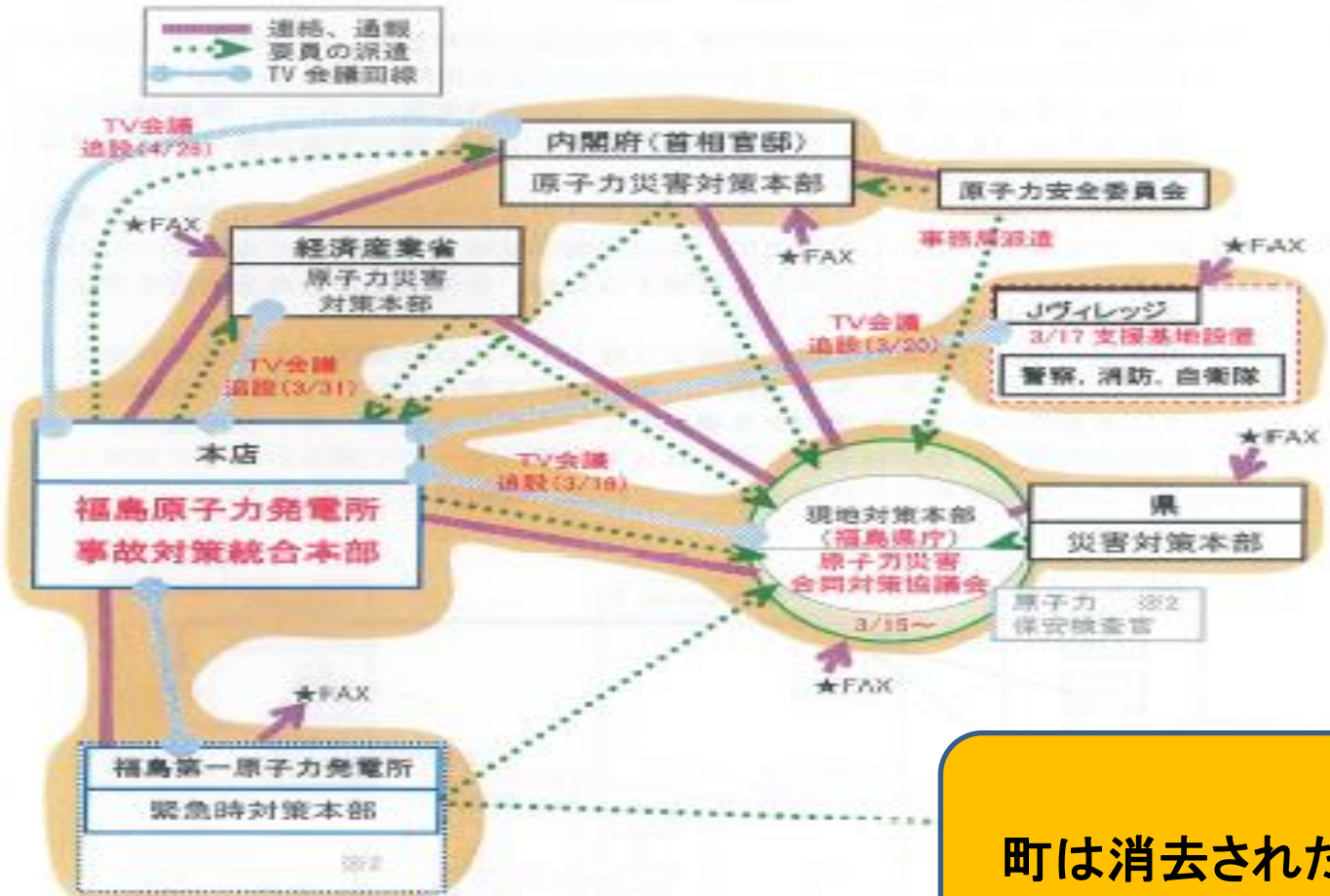
東京電力の証拠資料の姿図

菅直人が壊した組織図、我々は完全排除されてしまった

緊急時態勢の変遷

<3月15日 5時35分以降>

福島原子力発電所事故対策統合本部（現：政府・東京電力統合対策室）の設置を政府が発表。12月16日に統合本部解散。



※2: 3/14~発電所に不在、3/22~在籍。

※1: 避難

町は消去された

福島県はこういう約束していたではないか

ひなん 避難の効果

避難は、放射性物質の放出が長期にわたると予測され、避難しなければ相当放射線を受けることになる場合と予測される場合に実施される対策です。

退避のように建物の遮へい効果や気密性に期待するものではありません。放射性物質による放射線を避け、または減らすために、放射線の影響がない地域に一時的に遠ざかることです。

5 訓練内容

今年度は、これまでの訓練の成果を踏まえ、総合訓練と個別訓練を下記により実施し、訓練手順・各関係機関間の連携の更なる向上を図るものとする。

(1) 総合訓練

ア 関係自治体が主体となって行う訓練項目

(7) 緊急時通信連絡訓練

原子力発電所周辺地域の安全確保協定に基づく通報連絡、原子力災害対策特別措置法に基づく第10条通報及び同法第15条に規定する原子力緊急事態宣言に関連する必要な情報を緊急時連絡網システム等の通信機材を利用し、福島県原子力災害対策センター（以下「オフサイトセンター」という。）、国（経済産業省原子力安全・保安院等）、県、関係6町（広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び防災関係機関との間で、迅速かつ正確に情報を伝達する訓練を実施する。

なお、通信連絡については、福島県地域防災計画原子力災害対策編及び原子力災害通信連絡マニュアルに基づき行う。

(ウ) 対策拠点施設（オフサイトセンター）への参集・運営訓練

緊急時にオフサイトセンターに国、県、関係6町、原子力事業者及び防災関係機関の要員が一堂に会するための参集訓練、オフサイトセンターにおいて、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会等を開催し、情報の共有、関係機関間の調整、防護対策（放射性物質による影響範囲の推定、避難地区の特定、避難方法の決定、安定ヨウ素剤の服用及び飲食物摂取制限等）の検討、決定及び状況確認等を行う運営訓練を実施する。

(オ) 緊急被ばく医療活動訓練

緊急時に県現地災害対策本部に医療班を設置し、関係機関に対し要員の派遣を要請するとともに、参集した要員と連携して、各避難所に救護所を設置するとともに、住民へのスクリーニング、問診、検査・除染、一般医療及び安定ヨウ素剤配布等の緊急被ばく医療活動の訓練を緊急被ばく医療活動マニュアルに従い実施する。

また、発電所内で発生した被ばくを伴う負傷者を初期被ばく医療機関、第二次緊急時医療施設、二次被ばく医療機関まで搬送（二次被ばく医療機関へはヘリコプターによる搬送を行う。）し、除染処置等を行う訓練を実施する。

(カ) 住民等に対する情報伝達及び住民避難訓練

避難所を開設するとともに、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、妊産婦、外国人等）を含む避難対象地区の住民を避難所まで避難させ、避難住民登録や住民に対する情報提供を行うとともに、関係機関の協力を得て炊き出しによる食事の提供、生活必需品の提供等を行う訓練を実施する。

また、学校等における屋内退避訓練を併せて実施する。

時系列一覧 2011年3月11日から3月12日

地震発生		14時46分	
津波発生		15時36分～	
原災法第10条事象通報	双葉町着信	15時42分以降	
オフサイトセンター機能せず			双葉町応答なし
緊急時召集一斉通報			双葉町非通知
原災法第15条事象通報	双葉町着信	16時36分以降	
原災法第23条に基づく合同対策協議会開催されず			双葉町非通知
緊急事態宣言案作成		15時00分頃	
緊急事態宣言案官邸届け		17時00分頃	
緊急事態宣言発出	菅総理大臣	19時05分	
官邸に政府原子力災害対策本部設置			未確認
OFCに政府原子力災害現地対策本部設置			確認できず
緊急事態宣言 双葉町到着			未確認
2km以内の避難指示発出	福島県知事	20時50分	
3km以内の避難指示発出	菅総理大臣	21時23分	
10km以内の避難指示発出	菅総理大臣	12日 5時44分	6時24分送信記録

EPZの定めでは、緊急事態宣言後に発出される避難範囲は、8～10kmになっていたが、本件においては、17時から翌日の6時24分までの、約**11時間20分間**のロスタイムがあり、官邸の情報隠しが無ければ、双葉町民の被曝は避けることが出来た。

菅直人の犯罪の実態

原子力安全委員会 機能班活動掲示板

1/1 ページ

1558

1	2011/3/13 15:50	総理より事務方のプレスを行うなどの指示あり	ERC安委会	ERC(井上)
総理指示により15時の保安院のプレスは行われていません				

原子力防災専門官の不作为

福島県原子力災害対策センター

一斉招集連絡システム（原子力防災専門官室）

原災法第10条通報があった場合、初動期に必要な情報の共有を図るため原子力防災専門官が開催する「現地事故対策連絡会議」の構成員への招集連絡を一斉に行うシステムです。



騙されない内部 被ばく対策

V-7 福島県における放射能調査

福島県 原子力センター

小林 英雄 横山 喜一 斎藤 茂
阿部 幸雄 柴田 久男 渡辺 俊貴

1. 緒言

平成9年度に福島県が実施した科学技術庁委託環境放射能水準調査結果を報告する。

2. 調査の概要

1) 調査対象

- ①全 β 放射能……定時降水[大熊町]
- ② ^{131}I 分析 ……牛乳(原乳)[大熊町]
- ③核種分析 ……大気浮遊じん、降下物、陸水(上水蛇口水、淡水)、土壌、精米、野菜(大根、ほうれん草)、牛乳(市販乳)、淡水産生物(いわな)、日常食、海水、海底土、海産生物(あいなめ)。[福島市、相馬市、大熊町]
- ④空間線量率……モニタリングポスト、サーベイメータ[大熊町]

(3) ゲルマニウム半導体検出器による核種分析測定調査結果

試料名	採取場所	採取年月	検体数	^{137}Cs		前年度まで過去3年間の値		その他の検出された人工放射性核種	単位
				最低値	最高値	最低値	最高値		
大気浮遊じん	大熊町	四半期	4	—	—	—	0.07	—	mBq/m ³
降下物	大熊町	毎月	12	—	—	—	0.11	—	MBq/km ²
陸水	上水 蛇口水	福島市	2	9.6 9.11	—	—	—	—	mBq/ℓ
	淡水	福島市							
土壌	0~5cm	福島市	1	9.6	31.1	7.28	81	—	Bq/kg乾土
					909	165	1490	—	MBq/km ²
	5~20cm	福島市	1	9.6	13.7	2.11	25	—	Bq/kg乾土
					1312	148	1649	—	MBq/km ²

精米	福島市	9.11	1	—	—	—	—	Bq/kg精米
野大根 菜ほうれん草	福島市	9.11	1	—	—	—	—	Bq/kg生
	福島市	9.11	1	—	—	—	—	
牛乳 (市販乳)	福島市	9.8 10.2	2	—	—	—	0.02	Bq/l
淡水産生物*	福島市	9.9	1	0.08	0.07	0.29	—	Bq/kg生
日常食	福島市	9.6 9.11	2	0.04	0.09	—	0.04	Bq/人・日
	大熊町	9.6 9.11	2	—	0.04	0.02	0.09	
海水	相馬市	9.7	1	—	—	—	—	mBq/l
海底土	相馬市	9.7	1	—	0.42	1.35	—	Bq/kg乾土
海産生物 (アイナメ)	相馬市	9.9	1	0.17	0.15	0.19	—	Bq/kg生

(注) — は検出されず

*淡水産生物は、平成6年は鯉、平成7年からイワナ

試算

福島市の安全な食品の安全比較試算 一般食品の場合

100Bq/kg × 2kgを一日3回で食べたとして、事故前の0.09Bq/人・日と比べれば、 $200 \div 0.09 = 2,222$ 倍となってしまう。

50Bq/kg × 2kgを比べると、 $100 \div 0.09 = 1,111$ 倍の高さだ。

10Bq/kg × 2kgを比べると、 $20 \div 0.09 = 222$ 倍の高さだ。

5Bq/kg × 2kgを比べると、 $10 \div 0.09 = 111$ 倍の高さになる。

偽装の正体

福島を食べ物の比較表 3.2. 12作成 3.3. 9訂正 3.3. 12修正

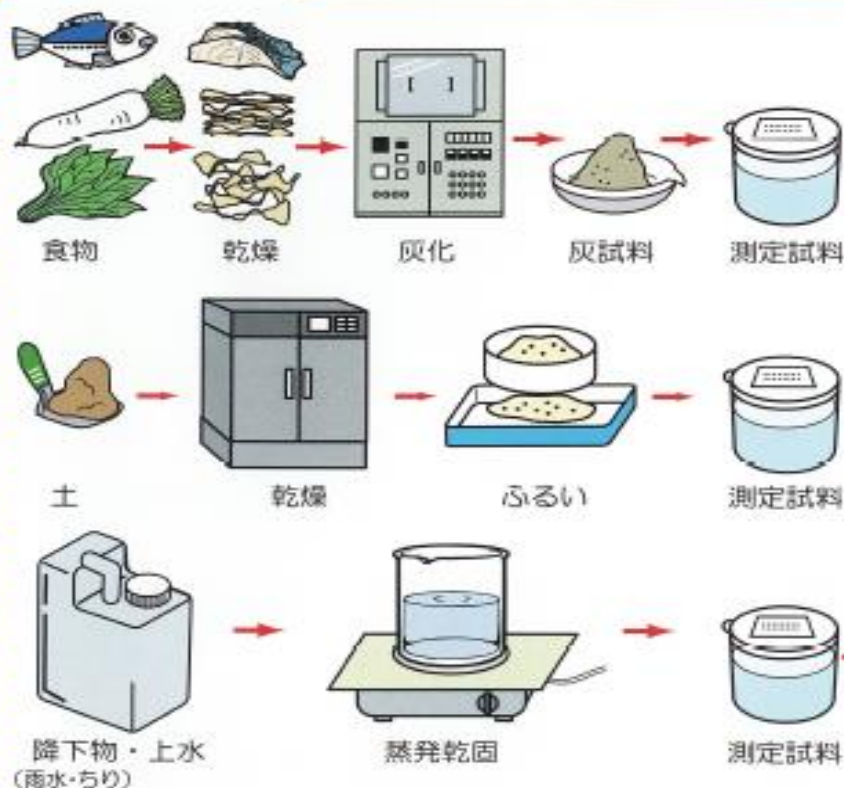
食品群	事後の基準値	事故前の実測値	比較計算式	増減	可否
一般食品	100Bq/kg	米 計測値なし	$100 \times \text{---} = \infty$	∞	不可
		葉菜 計測値なし	$100 \times \text{---} = \infty$	∞	不可
		淡水魚 0.29	$100 : 0.29 = 344.8$	344.8 倍	不可
		海水魚 0.19	$100 : 0.19 = 526.3$	526.3 倍	不可
乳児用食品	50	粉乳 項目なし	不明	∞	不可
牛乳	50	0.02	$50 : 0.02 = 2,500$	2,500 倍	不可
飲料水	10	計測値なし	$100 \times \text{---} = \infty$	∞	不可
日常食 3食		福島市 0.09	$200 : 0.09 = 2,222$	2,222 倍	不可

《事故前の数値は、平成9年 福島県原子力センターの記録から採用したもの。》

■環境試料採取による環境放射能監視

福島県原子力センターでは、環境モニタリングのひとつとして、環境試料に含まれる放射性物質の量を測定しています。発電所周辺の広い範囲にわたって大気、降下物（雨水・ちり）、土、上水、海水、海底土、農畜産物、水産物などを定期的に採取しています。

核種濃度、全ベータ放射能の測定

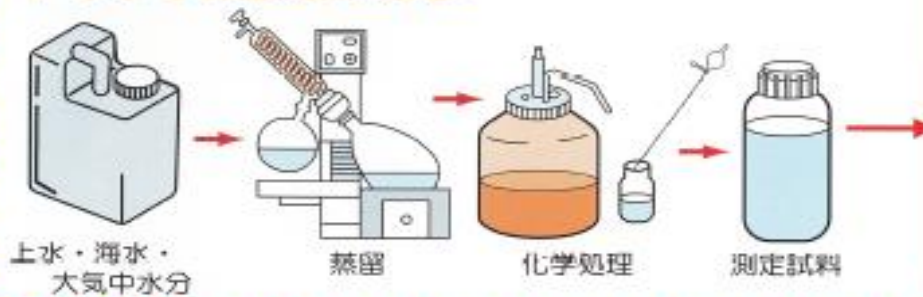


ローバックグラウンドガスフロー計数装置



ローバックグラウンド液体シンチレーション測定装置

トリチウム濃度の測定



■環境放射能の測定結果の公表

測定結果は、福島県、原子力発電所立地町及び東京電力株式会社の関係機関で構成されている「福島県原子力発電所安全確保技術連絡会」において評価、検討後公表され、当協会の広報誌「アトムふくしま」やホームページ等でお知らせしています。

ホームページアドレス

福島県原子力センター <http://www.atom-moc.pref.fukushima.jp/sokutei.html>

(財)福島県原子力広報協会 <http://www.atom-fukushima.or.jp>



これは、まじめなこと

福島県に事故後に本書の真贋を聞いたら、専門家に検収して貰っているので、正確ですという証言を確認している。

その福島県が、事故後、緊急事態宣言を悪用して、緊急時の計測をしていることを公表せず、安全を偽り、安心という虚偽の言葉で、販売させ、食用させていることは、「サギ」になるのではないか。

事故前は、トレイサビリティとか、ギャップ等の厳しい基準で生産、販売していたのに、事故後は、これを語ることなく、安心という偽装で販売させている。

国民

実害

偽証
偽装
騙し

サギの実態

隠蔽

差益
(省益)

原子力利権屋

これを行政がやってはいかん

サギとは(井戸川の解釈)大辞泉より

サギ: ①他人をだまして、金品を奪ったり、損害を与えたりすること。
②他人を欺く行為。民法96条では「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる」とする。

そそのかす: ①その気になるよう仕向ける。特におだてて悪い方へ誘い入れる。②早くそうするように勧める。せきたてる。
【類語】仕向ける。おだてる。教唆。指喉（しそう）。

言いふらす: 触れ回って広く世間に知らせる。吹聴する。言い広める。

第三者: 当事者以外の人。その事柄に直接関係のない者

第三者供賄罪: 公務員が特定の職務行為を行うよう、または行うべき職務をしないよう依頼【請託】され、第三者への賄賂を供与させたり、その要求・約束をしたりする罪。刑法第197条の2が禁じ、5年以下の懲役に処せられる。供賄罪。

詐取の構図



そのかし



障壁



偽装幫助



妨害団体

国
福島県
59市町村
IAEA
ICRP
UNSCEAR
放影研
放医研
JAEA
福島医大
長崎大学
広島大学

ある事を無い事にした詐欺

A

特. 憲法第18条・・・その意に反する苦役に服させられない。

1. 災害対策基本法
2. 原子力災害対策特別措置法
3. 原子力災害対応方針決定会議
4. 原子力災害合同対策協議会
5. 福島県現地災害対策本部
6. 核分裂生成物による汚染
7. 核分裂生成物による被ばく
8. 核分裂生成物による農林水産物の汚染
9. 核分裂生成物による健康異変
10. 甲状腺がんの起源と発症原因
11. スパイディ情報の存在の隠ぺいと偽装
12. 緊急時環境放射線モニタリングの実測データ隠蔽
13. 双葉地区住民ハイリスク群の隠ぺい

無い事を有ることにした詐欺

B

詐欺の内容

1. 私権の委任無き代行（民法第643条違反）
2. 権限の無い第三者の関与・評価
3. 100ミリシーベルトという証拠の無い言葉
4. 20ミリシーベルトという新たな加害
5. 安全を「安心」に置き換えた宗教論
6. 山下俊一、田中俊一の言いふらし
7. 福島エートスの出現
8. 原子力利権の代表の、IAEA,ICRP,UNSCEAR らの介入
9. 低線量ワーキンググループの違法な代決
10. 福島県民健康管理調査という偽装工作班の出没
11. 内閣府原子力被災者生活支援チームは影武者
12. スクリーニング検査レベルを10万cpmにしたのは、福島県内のバックグラウンドを偽装するため

サギ(害)の計算式

「有ったことを無かったことにした」はAとする
「無かったことを有ったことにした」はBとする

A・B共に0であれば詐欺なし

A・B共に有数であれば詐欺在り

罣の主犯はこいつだ

どこの法律にも定められていない幽霊組織(妨害組織)それは？

「**内閣府原子力被災者生活支援チーム**」という。

では何をしたのか？

- 法律違反：災対法、原災法、炉規法、災対マニュアル、防災訓練の約束等を葬った。
- 国民を放射能漬けにした：20ミリシーベルト。
- 被告東電と被告国を守っている。
- 国民を騙し、事故による苦役を与えている。

みんな騙されてはいけない

JCO臨界事故の反省を忘れてはいけない

1. 企業は罰金刑、従業員は禁錮刑にされた。
2. JCOは税金を使わず被害回復の費用の全額支払っている。
3. 周辺住民は1ミリシーベルトで守られている。
4. 1ミリシーベルト以上被ばくした人は、今でも無償で検診を受けている。
5. 国はJCO臨界事故の反省から、「原子力災害対策特別措置法」をつくり、地元が事故対応に参加することが定められた。

東電原発事故では

災対法・原災法には

国民の「**生命、身体及び財産を保護せよ**」と、
国・県・市町村長に定められている。

しかし、本件事故では、「**長**」らと「**行政**」がグル
になって、国民を底なしの地獄へ落としている。

従って、本件事故では、国民は罾にかかった獲
物のように扱われている。

行政の罨は山盛

国民の生命、身体及び財産を守らないで、国税をジャブジャブ使い、事故を産業にしている国策は詐欺である。

ご清聴ありがとうございました